

会計監査人の監査(法第35条関係)

地方独立行政法人法施行令第5条に規定する基準には満たないが、当面、第1期中期目標期間中、法の規定に準じて会計監査人による監査を受けることとする。

1 会計監査人の選任の政令基準

事業年度の開始の日における資本金の額が百億円以上であること

小規模法人に会計監査人による監査を義務付けていない理由

- (1) 小規模な法人は一般的に見て会計処理が複雑ではないこと
- (2) 当該法人に過大な負担を与えるおそれがあること

2 公立大学法人山口県立大学の資本金の見込み

公立大学法人山口県立大学は、事業年度の開始の日における資本金の額を5.8億円程度と見込んでおり、政令で定める基準には達しない見込み。

3 法の規定に準じて会計監査人を選任する理由

企業会計導入直後であり、財務処理の適正性を確保する必要があること。

法人成立当初(第1期中期目標期間中)は、業務運営・財務運営等に係る留意点・課題が煩多であることが予測されるため、特に専門性を必要とする財務会計監査について会計監査人監査を導入することにより、監事監査の効率化・業務監査への重点化を図り、監査制度全体として実効あるものとする。

< 地方独立行政法人法 >

(会計監査人の監査)

第35条 地方独立行政法人(その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない地方独立行政法事を除く。)は、財務諸表、事業報告(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

< 地方独立行政法人法施行令 >

(資本の額その他の経営の規模の基準)

第5条 法第35条に規定する政令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 法第35条に規定する財務諸表、事業報告(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書に係る事業年度の開始の日における資本金の額が百億円以上であること。
- 二 法第34条第1項の規定により設立団体の長の承認を受けた最終の貸借対照表(以下この号において「最終の貸借対照表」という。)の負債の部に計上した金額の合計額(新たに設立された地方独立行政法人(法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)であって最終の貸借対照表がないものにあつては、当該地方独立行政法人の負債の金額に相当する金額として設立団体の長が定める額)が二百億円以上であること。